

## N P O k a y a m a

特集

## 特集 休眠預金の活用はどんな可能性をもたらすのか？

- \* 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案 概要」…………… 01
- \* 報告「休眠預金を活かして日本の新しい未来を創造するための意見交換会 in 岡山」…………… 02
- \* 「僕の貯金はどうなるの!？」(休眠預金 Q&A)…………… 06
- \* 岡山のコミュニティ財団「公益財団法人 みんなでつくる財団おかやま」のトピックス…………… 08

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る  
資金の活用に関する法律案 概要

※意見交換会資料：休眠預金活用推進議員連盟ウェブサイト (<http://www.kyuminnyokin.net/>) より。

## 1. 法律案の背景

●休眠預金等：預金者等が名乗りを上げないまま、10年間放置された預金等  
⇒毎年1000億円程度発生（その後400～500億円程度が払戻し）

●預金等の性質（①銀行等が公共的役割を果たすための原資、②預金保険制度等による公的資金の活用も想定、③広く国民一般が利用）に鑑みると、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、社会全体への波及効果の大きい民間公益活動の促進に活用することで休眠預金等を広く国民一般に還元すべき。

## 2. 法律案の概要

(1) 休眠預金等の活用に関する基本理念等【第16条・第17条】

●休眠預金等を、民間公益活動（人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動（①子ども及び若者の支援、②日常生活等を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の3分野に係る活動）であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの）の促進に活用

●民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備を促進する。

●預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮するとともに、その活用の透明性の確保を図る。

●大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮する。

●複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮する。

●宗教団体、政治団体、暴力団等は活用対象から除外

(2) 休眠預金等の移管・管理・活用の仕組み【第2章第1節(第3条～第8条)並びに第3章第2節(第18条・第19条)、第3節(第20条～第34条)及び第4節(第35条～第41条)】

※3 ページ下部の図を参照。

預金者等であった者は、預金保険機構（委託を受けた金融機関）に対し、申出に基づき休眠預金等代替金（元本+利子相当額）の支払を請求することができる。【第7条第2項】

休眠預金の活用はどんな可能性をもたらすのか？



特集：休眠預金の活用はどんな可能性をもたらすのか？



【報告】2015年10月15日開催

「休眠預金を活かして日本の新しい未来を創造するための意見交換会 in 岡山」

長い間引き出しや預け入れなどの取引がされていない「休眠預金（休眠口座）」について、国民のための社会事業（民間の公益活動）等を通じ有効に活用していくため、超党派議連により「休眠預金活用法案」が検討されています。私たち NPO 法人はその社会事業の担い手として期待されており、今後法案が可決された場合、活動に大きく影響することが予想されます。そもそも「休眠預金」とは何なのか？それはどんな可能性をもたらすのか？そして、法案が成立していくにあたり、私達はどんな行動をとる必要があるのか？について、今号では岡山で開催された意見交換会の報告や議連で作成がなされた法案を基に考えます。

岡山での意見交換会は、今後国会において審議が期待されるこの法案について、これまでの議論や会議の内容を知り共に考えるため、法案化を進める「休眠預金活用推進議員連盟」より直接法案の内容や考え方を共有いただくとともに、岡山で活動する NPO 法人等から活動の現状を発信するため開催しました。

●登壇者（敬称略・順不同）

- ・谷合 正明  
（参議院議員・休眠預金活用推進議員連盟 幹事・公明党）
- ・鶴尾 雅隆  
（日本ファンドレイジング協会・休眠口座国民会議）
- ・田中 優  
（未来バンク事業組合）
- ・石田 篤史  
（公益財団法人 みんなでつくる財団おかやま）
- ・西崎 宏美  
（認定 NPO 法人 子どもシェルターモモ）
- ・石井 範子  
（NPO 法人 ENNOVA OKAYAMA）
- ・石原 達也  
（NPO 法人岡山 NPO センター / NPO 法人 みんなの集落研究所）

当日は参加者の方々と意見交換を行うとともに、この法案を通じ社会課題をどのように解決するのか等について、現場の声を仕組みにしていけるため、社会課題に取り組む人・本当に困っている人が救われていく仕組みとはどのようなものであるか検討を行いました。

## 制度の運用案

(※本ページ下部の図を併せてご覧ください。)

### ①資金の流れと管理

10年以上出し入れのない口座を「休眠預金」とし、発生した休眠預金は預金保険機構へ移行されます。この際、口座の預金者が手続きを行えば、自分の預金を返還してもらうことが可能です。この手続きについては、銀行が処理を行ってきた今までと同様であり、変更はありません。資金はまず、「(A) 指定活用団体」へ交付されます。「指定活用団体」はこれまで全国的にNPO 法人等への助成を行ってきた資金分配団体、全国規模の助成財団などが想定されます。この「指定活用団体」の管理やガバナンス（意思決定）、運営については内閣府が基本方針を策定し指定活用団体に対する監督は政府が行うとされており、必要があれば、国が立ち入り検査を行うこと、指定を取り消す等の権利を有します。この団体は行政職員による天下り先でもなく、また既存の団体がお金をハンドリング（運用・調整）するのではなく、多岐にわたる民間の分野から英知を結集し新たな組織を構築することで、中立性や公平性をクリアした中立団体を新設することが予定されています。

「(A) 指定活用団体」から分配されるお金は、「(B) 資金分配団体」によって地域の個々のNPO 法人等「(C) 民間公益活動を行う団体」へ助成していくことが予定されています。「資金分配団体」は、全国各地域で活動する市民コミュニティ財団（「コミュニティ＝地域」を特定し、複雑かつ重層的に絡み合う地域の諸課題を包括的な視座に立って事業対象とする財団）等が担うことが想定され、それぞれの地域における重要な課題・取り組むNPO 法人等に対する募集や審査を行い、分配を行うことが予定されています。

## 1. 休眠預金活用推進議員連盟からの解説

### 休眠預金（休眠口座）の現状

転居、死去などで預金者が名乗りをあげず10年以上放置された「休眠預金」は、日本全国で昨年1年間の場合1千億円程度発生しています。そのうち連絡がつかず、払い戻しができない金額は500～600億円程度と推測されます。これらの預金は現在、金融機関の雑所得として処理されています。

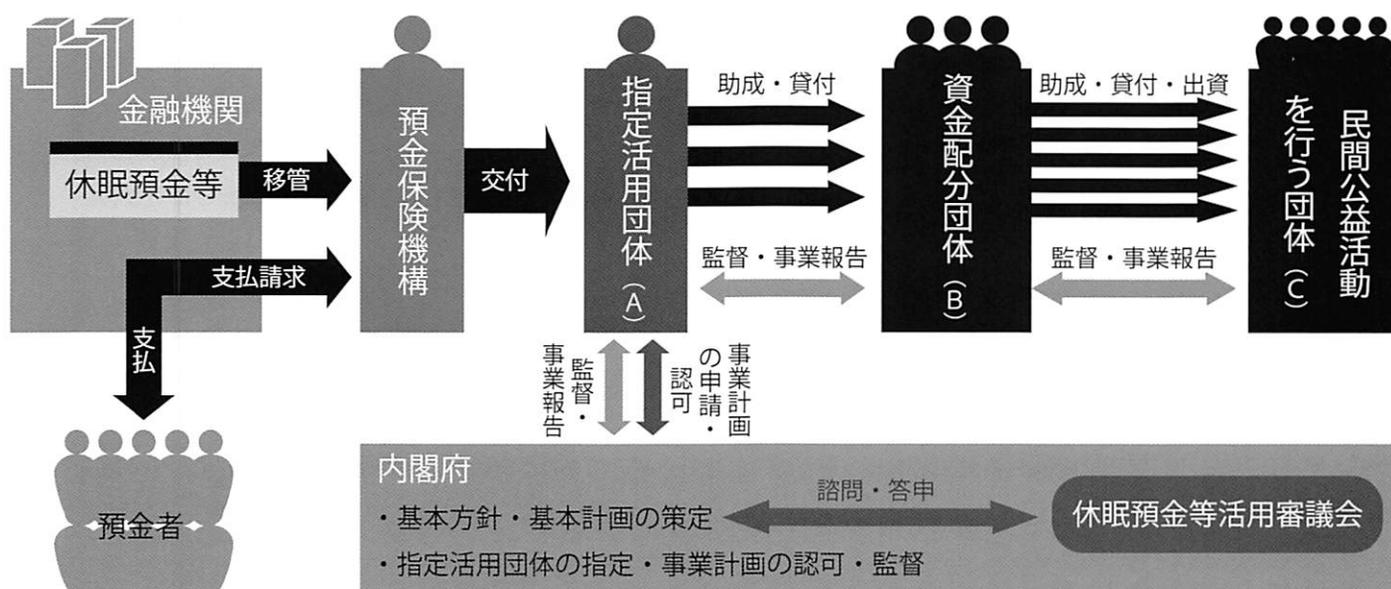
### 対象となる分野

休眠預金の活用先は、活動を促進し担い手の拡充と強化へつなげるものでなければなりません。現在の法案では、「広く公益活動に処する」ための対象分野として、下記の3分野が挙げられています。

- ①子ども及び若者の支援
- ②日常生活等を営む上で困難を有する者の支援
- ③地域活性化等の支援

また法案では上記の3分野以外の分野についても今後活用できるように、別途内閣府で定めることができるとされています。

政府の支援も民間の助成金も届きにくく、一方で社会から広く認知されている社会課題として、制度のはざまにあるものに着目し、今後対象となる分野については検討されていきます。



また年間 500～600 億円程度という巨額の資金が地域の NPO 法人等へ助成されることで、個々の「(C) 民間公益活動を行う団体」が事業内でお金を使い切れず、積み立ててしまうのではないかといった懸念が国民から寄せられています。そこで資金の運用については、休眠口座の預全額を一括して「(A) 指定活用団体」へ入金されるわけではなく、当初は毎年 20 億程度ずつを分配していくことが想定されています。

### ②対象となる「(C) 民間公益活動を行う団体」

今回の法案では、休眠預金により支援を行う活動の対象を NPO 法人に限定していません。団体の行う事業が公益活動に該当すれば任意団体なども対象となるとされ、法人格ではなく事業内容に視点を当てた全国的な運用が予定されています。

税金のように明確に用途やフローが限定されたお金ではなく、一方で「人さまのお金」であるというバランスに留意しながら、税金とは異なる資金の仕組みとして、納得感の高い支援をどのように実現していくかが課題となっていきます。

国民一人ひとりにおいて口座の管理が適切になされ、休眠口座という財源は最終的に無くなっていくことが理想です。その実現が難しい段階における有効な資金源として、成長途上の団体への支援など、これまでの税金では支援が難しかった対象へ支援が広がるものとして期待されます。

## 2. 休眠口座国民会議からの補足説明

### 他国の状況

イギリスや韓国では休眠預金の管理を行い、原則返還を行った上で返し切れなかった資金について、社会的な活用が実践されています。いずれの国でも、既存団体の業務の一環として資金を活用するのではなく、社会全体で責任を持ち運用・報告を行う主体が新たにつくられています。韓国ではマイクロファイナンス（貧しい人々向けに小口の融資や貯蓄などの金融サービス）、イギリスは助成金と投資を中心に運用されています。

### 今後の活用ポイント

休眠預金の活用については、民間の公益活動への分配ではなく、国庫へ入れたほうがよいとする議論があります。しかし現在の国庫の赤字に対しては、休眠預金総額程度でも焼石に水の効果であるとして、社会課題の解決など将来の投資につながる使い方をすることが、国庫支出の何倍もの効果があると提言されています。

また国民の財産である休眠預金が適切に使用されるのかという不安の声もあります。実際に助成先となる全てのプロジェク

トを全国一元的に管理し、申請書のみでその活動を審査することは不可能に近く、市民コミュニティ財団など、地域で寄付を集め助成する機関を介することで、地域の目利きやフォローを実現することが期待されています。

この資金は「毎年新規に助成する」のみではなく、他地域の見本となるような活動については、成功事例を全国で共有し、積極的に生かすきっかけになると想定されています。

また法案では、自律的に資金を集めていく支援について盛り込まれ、資金に依存する団体が生まれにくいようサポートしていくことが予定されています。

## 3. 活動者からの意見

### 田中 優さん（未来バンク事業組合）

休眠口座という機会を通じて、どうお金を回していくか。日本には全国に非営利の NPO バンクが 15 ほどあり、環境、福祉、市民事業向けの融資などを行っています。

近年貧富の格差が大きくなり、お金への依存が大きくなっています。今後は別の暮らし方として、お金に頼る部分を減らしていくことが重要だと考えています。例えば自然エネルギーによる電気の自給などに融資することで、光熱水費や地方で大きな負担になっているガソリン代を自給した電気に代えていければ、おカネがなくても暮らせる仕組みを作ることができます。

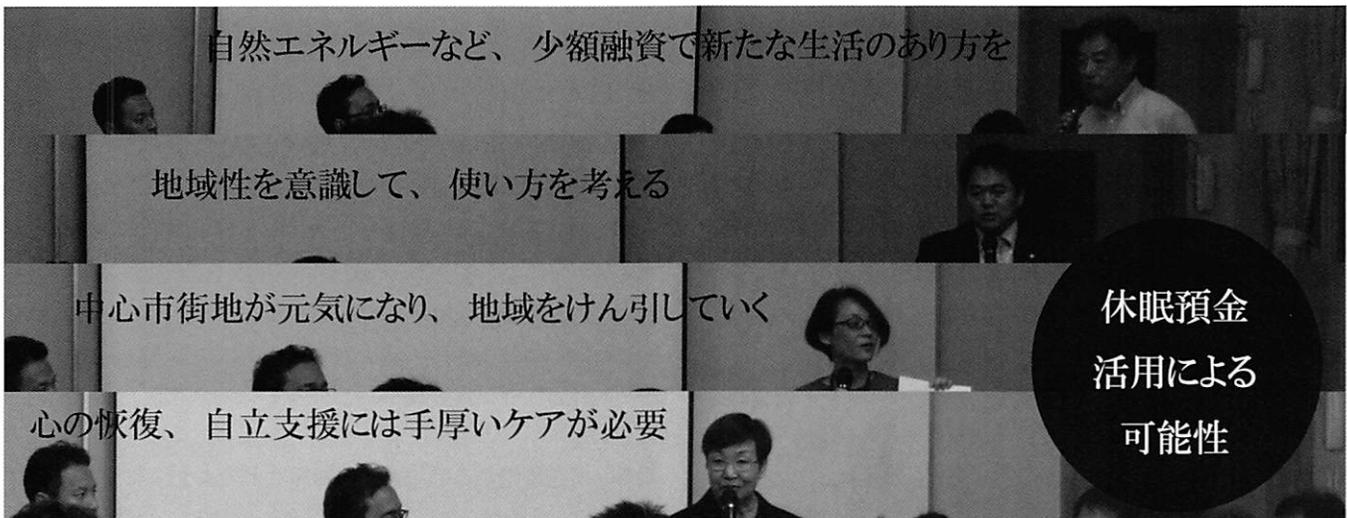
現在の NPO バンクでは金利が低いために、少額の融資が逆にできなくなっています。そこで休眠預金活用法案が可決されることで少額の融資を実現し、日本中に新たな生活のありかたを広げたいと思います。

### 石田 篤史さん（公益財団法人みんなでつくる財団おかやま）

私たちのようなコミュニティ財団は、保有する財産の運用益ではなく、事業を行うことや寄付を募ることで活動を継続しています。休眠預金の使い道としては、地域性を意識し、使い方（助成方法等）を考え、また場合によっては口座を保有していた個人が活用先を指定できるなどの意識付けのきっかけにもなればと思っています。

### 石井 範子 さん（NPO 法人 ENNOVA OKAYAMA）

岡山市との協働で社会実験を行い、岡山市の中心部にある廃校の活用について検討しています。現在の活動は社会実験の中で行うものであり、実験終了後の運営面での自立については課題です。中心市街地が元気になり、地域をけん引していくために、休眠預金が活用されていけばと思います。



**西崎宏美さん（認定 NPO 法人子どもシェルターモモ）**

虐待などにより親元で暮らせない困難を抱える 15 歳から 20 歳までの子どもたちの自立支援の活動を行っています。現在の課題は、措置費で保障される職員の人数の少なさです。子どもたちの心の回復を図り、自立に向けた支援をしていくためには手厚いケアが必要です。子どもたちが、税金が払えるような形態で就労できるよう、愛情を持った支援を継続していきたいです。少子化の中で、社会を支える人を増やすこの取り組みは社会にとって必要であると考えています。今、国ができないことを充実させていくために休眠預金が活用されればと思います。

**4. 質疑応答**

**Q：金融機関の反応はどのようなものですか。**

谷合：全銀協は法案に賛成しています。休眠口座には、払い戻す際の手数料や 1 万円未満の口座の管理コスト等問題があったため、一元化して管理したほうが効率的との見方があります。また銀行の雑収入ではなくなるため、利益計上だという批判を避けることができます。現在まで、時効を適用すれば国が財産を没収できるという決まりになっていましたが、銀行協会は行ってきませんでした。

**Q：実現までのスケジュールについて教えてください。**

谷合：法案では、「国会成立から施行まで 1 年と 6 か月を超えない範囲」と定めています。指定活用団体が発足し、各地域の現場で活動する団体まで実際にお届けするのは 2016 年～ 18 年ごろの見通しです。

**Q：年間 500 ～ 600 億円と聞くと大きく感じますが、全国に分配されればそれほど大きな金額ではないと感じました。**

**分配する地域、分野はどのように選択されるのでしょうか。**

谷合：今回の議員立法案では細かく規定する予定はありません。

「(A) 指定活用団体」の中で選択することになります。その年の全国的なテーマを決めて募集するわけではなく、地域ごとでも設定できるようにしたいと思います。

**Q：法案成立の見通しはどのようになっていますか。**

谷合：2015 年の通常国会の時点で自民、公明、民主、維新の党内手続きは終わりました。すべての政党に参加いただき、合意を得たいと思っています。次の国会での成立を目指します。

**5. 結び**

谷合さん挨拶：本法案は、成立させなければ意味がないものです。国会で議員メンバーとして責任をもって進めていきますので、皆様には SNS での発信や新聞への投書、地元議員等へ呼びかけをぜひお願いします。

鶴尾さん挨拶：超党派議員連盟ができたのは昨年 4 月でした。地元の議員である逢沢先生、谷合先生のご協力を得て、法案もここまできています。本法を全国の市民セクターにとって意義のあるものにしていきたいと思っています。完璧な仕組みはむずかしくてもよりいいものへ、日本の新しい未来を創造するために休眠預金を活用し、あたらしい社会のかたち、社会課題解決のかたちを示したいと思います。

休眠預金をすでに活用しているイギリスや韓国では、長期間慎重な議論がなされた上で導入されました。本法の実現と有効な活用の実現に向けては、市民との意見交換と丁寧な合意形成が必要不可欠です。同時に本法が実現すれば、NPO 全体の社会の中での市民権、活躍するステージが大きく変わる節目ともいえます。今まさに、ここで意見を伝えることによって、よりよい法案が実現します。ぜひ本法に関心を持つとともに、国民的議論を盛り上げていきましょう。

# 僕の貯金はどうなるの!?

(民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案 Q&A)

## Q1. 休眠預金等をなぜ活用できるのか?

A. 預金等は、

- ①金融機関が決済機能等の公共的役割を果たすための原資
- ②預金等の保護に際しては公的資金の活用も想定
- ③広く国民一般が利用

といった性質を有している。このような預金等の性質に照らすと、払い戻す努力を尽くした上で、休眠預金等を広く国民に還元することには合理的な理由がある。

## Q2. 預金者保護のために休眠預金等を活用すべきではないか?

A. 現在、預金保険機構には巨額の資金があり、直近の預金保険料率について引き下げもなされたところ、休眠預金等を預金保険料等に充てるべき必要性に乏しい。従来行政手法では対応困難な課題の解決につながり、社会全体への波及効果の大きい民間による公益に資する活動に活用した方が、その効果も大きいと考える。

## Q3. 国庫に入れずに休眠預金等を活用するのか?

A. 諸外国は、休眠預金を国や州政府の一般会計に入れる例がある一方、福祉事業等に活用している例もある。我が国としては、①預金の公共的役割等に照らし、②「人口急減・超高齢化社会」到来に備えて、休眠預金等を活用する。その活用方法については、①原資は預金等であることから、単に資金を個人に支給して費消する活動ではなく、継続的に行われる民間の活動を支援することにより当該活動(※1)の拡大を目指す。②従来の行政手法では対応困難(※2)な課題を解決し、今後大きな役割を果たすことが期待される。

(※1) 法案における「民間公益活動」は「・・・国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの」

(※2) 行政は、法令と予算に則って活動するため、柔軟な対応が不得手。

③民間企業に対する資金供給や、公的部門における資金量に比して、資金が極めて不足している等の諸点を鑑み、「民間公益活動」を促進するために活用することとした。

休眠預金等を民間公益活動の促進に活用することにより、銀行等の融資による民間の事業拡大効果に準じた効果とともに、行政による公共の福祉の増進効果に準じた効果をもたらし、社会全体への波及効果が大きくなることを期待している。

## Q4. 預金者等の権利を侵害しないのか?

A. 休眠預金等については、預金者等からの請求があればいつでもその全額を支払うこととするので、預金者等の権利を侵害するものではない。

## Q5. マイナンバー制度と休眠預金活用との関係をどう考えているのか?

A. マイナンバーの預金口座に対する付番は、平成30年1月から開始される予定であるが、金融機関に対して預金者が自らのナンバーを告知する義務が課されないため、付番が普及するまでは時間がかかるものと見込まれる。将来的に、マイナンバー制度が休眠預金等の発生にどの程度影響するのか不透明であるが、付番開始時期等を踏まえれば、当面は、休眠預金等として活用できる額は一定程度発生するものと思われる。

## Q6. 消滅時効とこの法案との関係はどのようになっているのか?

A. この法案では、預金者等からの支払請求があればいつでも応じるという現行の金融実務が継続できるよう、消滅時効にはよらず、別の特別の定めを設けている。具体的には、休眠預金等が預金保険機構へ移管された際に、当該休眠預金等に係る債権債務は消滅するが、預金者等であった者が、移管後においても支払を受けられるように、特別の請求権(休眠預金等代替金請求権)を付与することとしている。【第7条第1項及び第2項参照】

## Q7. 休眠預金等の活用は、時効を援用した上で行うべきではないか?

A. この法案は、休眠預金等を預金者等に払い戻す努力を尽くした上でも、持ち主が現れず、今後も現れないと想定されるものについては、これを活用できるのではないかと、という考え方に基いている。消滅時効を援用してしまうと、権利関係が完全に整理されてしまい、預金者等への支払請求に応じられないことになってしまうことから、適当ではないと思われる。なお、休眠預金の活用を行っている他の国においても、支払請求があればこれに応じる制度となっている。【第7条第1項及び第2項参照】

## Q8. 預金者等の支払請求に応じる場合、活用可能な休眠預金等は残るのか?

A. 過去の実績をみると、毎年の休眠預金等の発生額のうち、預金者等に払い戻される額は4割程度となっている。こうした実績を踏まえた上で、預金者等への支払に充てるための準備金を積み立てておくことが必要であるが、活用可能な額は一定程度確保できるものと思われる。【第7条第2項、第8条及び第14条参照】

## Q9. どのような分野に休眠預金等を活用するのか?

A. 我が国は、現状のままでは「人口急減・超高齢化社会」が到来し、国民生活の質・水準が低下するなど様々な困難に直面するおそれがあるところ、従来の行政手法では対応困難な課題の解決につながり、社会全体への波及効果の大きい民間による公益に資する活動を促進することが急務である。そこで、このような活動に休眠預金等を活用することとしている。具体的には、以下の分野に活用することとしている。

- ①子ども及び若者の支援
- ②日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援
- ③地域活性化等の支援 【第16条第1項及び第17条第1項参照】

※意見交換会資料：休眠預金活用推進議員連盟ウェブサイト (<http://www.kyuminokin.net/>) より原文のまま掲載しています。

#### Q10. 休眠預金等を生活保護受給者等に支給するのか？

A. 休眠預金等の活用は、民間の団体が行う公益に資する活動であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるものを対象としており、日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者や子ども・若者等に対する単なる金銭の支援ではなく、行政が対応することが困難な、これらの者等を支援する活動を活用先としている。

したがって、例えば、行政による対応が既に法律により規定されている生活保護受給者等の個人への金銭の直接給付は、本法にある休眠預金等の活用に関する基本理念等に適さず、活用対象としてふさわしくないと考える。【第16条及び第17条参照】

#### Q11. 暴力団等に休眠預金等が活用されないよう対処しているのか？

A. 宗教団体、政治団体、暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体に対しては、休眠預金等が活用されない旨を法律上明記することとしている。【第17条第3項参照】

#### Q12. どのような方法で休眠預金等を活用するのか？

A. 指定活用団体から資金分配団体に対しては、助成又は貸付の方法により活用し、資金分配団体から現場の団体に対しては、助成、貸付又は出資の方法により活用することとしている。【第21条参照】

#### Q13. NPOバンク等に対する貸付けによる休眠預金等の活用は、基本理念にそぐわないのではないのか？

A. 資金分配団体としてふさわしいと考えられる団体の中には、NPOバンクのように、貸付事業を行うことで民間公益活動を行う団体を支援するところもある。貸付けといっても活動の支援も行う伴走型の貸付けなど様々なものがあり、貸付条件の設定なども様々な形が考えられるなど、資金分配団体の創意工夫を生かす余地を広く確保しておくべきものと考えられる。なお、休眠預金等の貸付けによって収益を上げて、指定活用団体の人件費等を賄うことは考えていない。【第16条、第21条及び第29条参照】

#### Q14. なぜ指定活用団体となるべき新しい団体をつくるのか？

A. 指定活用団体は、行政が対応困難な様々な活動を支援対象とするところ、特定の目的を有して活動している既存の団体では中立性の確保が困難である。休眠預金等の活用は、民間の創意工夫を生かした画期的な取り組みであることから、各分野の英知を結集した組織を新たに作り、指定すべきである。

#### Q15. どのように事業の監督を行うのか？

A. (1) 監督に係る第一義的な責任は、休眠預金等の活用に関する事業の実施主体である指定活用団体が負うこととしている。具体的には指定活用団体は、資金分配団体等に対し、

- ① 毎年度の監査のほか、必要に応じ報告徴収や検査の実施

② 事業報告書を提出させること

③ 不正や目的外使用があった場合には返還させること

等により、監督を行うことを予定している。資金分配団体に対しても、現場の団体に助成等をする際には、同様の監督を行うことを求めることを予定している。【第22条参照】

(2) そして、指定活用団体に対する監督については、内閣府が責任を負うこととしている。具体的には、以下のような監督権限等を有する。

基本方針・基本計画の策定・公表を通じて、休眠預金等の活用に関する国としての考え方を示す／指定活用団体が作成する業務規程、事業計画等の認可／立入検査／事業報告書等を提出させた上で評価／役員の選任又は解任の認可／法令違反、不正等があった場合においては役員の解任を命令／指定活用団体が業務を適正かつ確実に実施できないとき等は指定の取消／その他必要な限度において監督上必要な命令【第18条、第19条、第23条、第24条、第26条、第31条、第33条第43条及び第44条参照】

#### Q16. 資金の流用や不適切な支出等にはどのように対応するのか？

A. 指定活用団体の民間公益活動促進業務に係る経理については、その他の事務に係る経理と区分して整理しなければならないこととしており、民間公益活動促進業務以外に休眠預金等交付金を流用されることのないよう措置しているところである。資金分配団体及び現場の団体についても同様にその他の事務と経理を区分することを想定している。仮に流用や不正使用等の実態が明らかになった場合は、指定活用団体と資金分配団体、あるいは資金分配団体と現場の団体との間の契約に基づき、助成金等の返還請求等の措置を講じることを想定している。なお、年間500件ほどの助成事業を行っている既存の助成団体において不正使用等の問題にまで発展するケースは、5年に一度発生するくらいの頻度であり、極めて稀である。資金分配団体に実績のある適切な団体を選定することが重要である。

【第27条参照】

#### Q17. 指定活用団体の指定を取り消した場合、3年経過しなければ少なくとも同じ団体についての指定はできないとされているが、その間の業務はどうなるのか？

A. 指定を取り消された指定活用団体が行っていた業務については、新たに指定を受けた指定活用団体が引き継ぐこととしている。万が一指定の取消しという事態が生じた場合には、速やかに新団体を指定し、切れ目のない対応をすることとなるが、そもそもそのような事態に陥らないよう、監督する内閣府が、団体と意思疎通を図りつつ、適切な監督に努めるべきものである。【第20条第1項第5号及び第33条参照】

## 第7期「割り勘で夢をかなえよう！」事業指定助成プログラム

公益財団法人みんなでつくる財団おかやま（通称みんなつく）では、子ども、猫、若者をキーワードとした3つのプロジェクトで、第7期「割り勘で夢をかなえよう！」事業指定助成プログラム、通称「割り勘」の寄付募集を行っています。

### 「倉敷トワイライトホーム」ひとりぼっちの子ども居場所づくり事業 目標 600,000 円

川崎医療福祉大学子ども支援サークルにっこにて様々な理由で親が家におらず一人で過ごしている小中学生を対象に、公園で一緒に遊んだり、ご飯を一緒に作って食べるなどの生活支援を行います。この活動を通じて、地域住民とともに子どもの成長を見守ることができる体制の構築を目指します。

### 「地域猫活動は思いやりから」地域猫啓発推進事業 目標 480,000 円

NPO 法人岡山ニャンとかし隊  
一生懸命生きているけど、地域に様々な問題を起こすことがある「ノラ猫」。このような猫達に不妊・去勢手術を施し、給餌・給水・トイレの設置及び周辺の清掃を継続的に行い、地域から所有者のいない猫が緩やかにいなくなり、人に飼われている幸せな猫だけになるように「地域猫活動」の拡大を行います。

### 若者の挑戦!! 日本の魅力発掘 BOOK 製作プロジェクト 目標 120,000 円

I. S. A (日本国際学生協会) 岡山支部  
国際化やグローバルとよく言われる中、英語はおろか日本語でさえ日本について伝える事ができない若者が多いと感じています。自分達の口から自信を持って伝えていくことができるように、日本の魅力を自分たちで発掘できるガイドブック「若者の挑戦! 日本の魅力発掘ブック」を作成します。

プロジェクト内容を掲載したカタログをホームページで公開しておりますので、気になるプロジェクトの詳細をご確認いただきよろしければご支援いただければと思います。寄付募集は平成 28 年 2 月 29 日までです。

[http://www.mintuku.jp/warikan\\_season7.html](http://www.mintuku.jp/warikan_season7.html)



## 「みんなつく」でうけることができるサポート

以下の資源仲介に関する支援を展開しています。

### 1) 「割り勘で夢をかなえよう！」

#### 事業指定助成プログラムへの参加

年2回、夏冬に「割り勘」の寄付募集を行っており、次回、第8期の事業応募は4月頃を予定しています。事業の事前相談は常時行っておりますので、寄付集めを検討されている場合は、次年度の事業内容を計画される際に是非一度ご相談ください。

### 2) 「Share 会議」への参加

みんなでつくる財団おかやまでは、「Share 会議」と称し、毎月 19 日に地域の課題を発信・発見する場を提供しています。地域課題に取り組む活動を発信していただき、参加者と一緒に事業について話をしたり、今困っていることについてのアイデアを出し合ったりすることで、課題や活動について知ってもらいながら自分たちの活動を深めることができる場です。参加希望の団体はお気軽にご連絡ください。

【制作・発行】 特定非営利活動法人 岡山NPOセンター 発行人 米良重徳（代表理事） 編集人 鈴木富美子（理事）

【お問合せ先】 〒700-0822 岡山市北区表町1丁目4-64 上之町ビル3階 電話 086-224-0995 FAX 086-224-0997（上記事務局）  
E-mail npokayama@gmail.com URL <http://www.npokayama.org/> 業務時間 祝日を除く月曜日～金曜日

【発行日】 2016年1月31日